

令和7年第7回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年7月28日（月）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第14号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第15号 農地法第5条の許可書の返戻について

日程第 5 報告第16号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

日程第 6 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 7 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 8 議案第36号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 9 議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

令和7年第7回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第7

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第8

議案第36号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第9

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 48 ）

令和7年第7回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 7月28日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 7月28日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第7回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉委員、5番委員の馬渡委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第14号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第14号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計7件9筆10,661㎡、うち畑が9筆10,661㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法合意解約に関する総会資料が3頁72番から76番と旧基盤法機構法による合意解約が4頁13番から14番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、議案第15号農地法第5条の許可書の返戻について提案いたします。事務局の説明を求めます

事務局

報告第15号農地法第5条の規定による許可申請の返戻について報告するもので、

合計1件1筆236㎡、畑が1筆236㎡でございます。詳細につきましては、担当職員が説明いたします。

事務局

ここで、説明を致します。

報告第15号農地法第5条の規定による許可申請の返戻について説明いたします。資料の6頁をご覧ください。受付番号1番、受付年月日令和7年7月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字中原5042番3、地目：畑、面積：236㎡です。転用目的は前任の倉庫資材置場となっており、令和7年2月に転用の許可を受けましたが、本来であれば譲受人が〇〇〇〇〇氏と妻との共有名義で申請するものが、〇〇〇〇〇氏の経営する法人名での申請及び許可書交付となっていたため、今回許可書の返戻を行うものとなっております。法案では、議案35号の農地法第5条の規定による許可申請で再度申請されており、また後程ご説明いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の報告に移ります。日程第5、報告第16号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第16号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて報告するもので、合計1件1筆1,019㎡、田が1筆1,019㎡でございます。詳細につきましては、担当職員が説明いたします。

事務局

報告第16号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて説明いたします。資料の8頁をご覧ください。受付番号1番、受付年月日令和7年6月13日、受人：株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前1431番1、地目：田、面積：1,019㎡です。こちらは令和7年4月10日に共同住宅1棟を建築転用目的とし、農地法第5条の申請を受け付けたものです。

取り下げ理由としては建築資材等の価格高騰が続いている社会情勢により、建築費及びその後の維持費用や家賃収入と照らし合わせ、収支の再度計算を行ったところ十分な収益を得ることが困難であるとの判断に至ったため取り下げるものとなっております。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第6、報告第34号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 2 件 10 筆 7,645 ㎡、うち田が 5 筆 2,994 ㎡、畑が 5 筆 4,651 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料10頁26番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号26番、受付年月日：令和7年7月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：宮村字中須 2293 番地 1 他 1 筆、地目：畑、合計面積：1,868 m²です。受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人はご両親と3人で22年農業に従事し、和牛肥育を中心に22,802 m²を耕作し、農機具はトラクター3台、パワーショベル2台、肥育牛250頭を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員 (馬渡 芳文)

受付番号２６番は７月２４日に第２ブロック委員３名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は一万城に住んでいて水稻と和牛繁殖を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、農作業に従事する家族は３名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれ、農地拡大を図るため、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 27 番、受付年月日：令和 7 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字鶴下 532 番地 1 他 7 筆、地目：田が 5 筆 2,994 m²、畑が 3 筆 2,782 m²、合計面積 5,777 m²、受人の増反による使用貸借権となっております。受人は、常時雇用 2 名と、臨時雇用 2 名で 10 年農業に従事し、水稻とゴマを中心に 13,279 m²を耕作し、農機具はトラクター、バインダーを各 2 台、田植機、脱穀機を各 1 台、所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 27 番は 7 月 24 日に第 2 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に住んでおり、水稻と露地野菜、ゴマ栽培、インターネットを活用した加工品の農産物の販売経営を行っております。農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。使用貸借による権利の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 26 番と 27 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 26 番と 27 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 7、議

案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件6筆2,423㎡、田が3筆1,460㎡、畑が3筆963㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料12頁24番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号24番、受付年月日：令和7年7月10日、受人：〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字中原5042番地3、登記地目：畑、面積：236㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は追認による倉庫、資材置場となっており、渡人の始末書が提出されております。本案件は、報告第10号の許可書返戻を行った案件で、〇〇氏ご夫婦の共有名義で再度申請となっております。〇〇〇〇氏が経営する会社に貸し出す予定となっております。申請地につきましては、準工業地域にあたる農地となっておりますので、地方施行規則第44条第3条により、第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号24番は7月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受人は相続により農地を取得しましたが、親の代に倉庫、資材置場として利用していました。今後も利用したいとの申し出があり、譲渡人が譲受人の〇〇〇〇に同意をするもので特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号25番、受付年月日：令和7年7月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：長田字諏訪原3327番1 他1筆、地

目：田、合計面積：1,236 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は追認による資材置き場及び太陽光パネル用地となっており、受入と渡人により始末書が提出されております。資金計画は借入となっており、こちらの農地区分につきましては、農地法第4条第6項第2号により、第2種農地に区分されます。また、今回転用目的は資材置き場及び太陽光パネル用地となっており、現地におきましては、申請地南側に資材置き場として生コン資材を置くという事で、申請地の南側の農地に被害が及ばないようにブロックと被害防止を行う様に、申請者代理人に伝えており、それに対しては対応をするという回答を終えております。それらを含めて、本案件においては許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号25番は私の方から説明させていただきたいと思います。7月24日に第3ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧下さい。この農地は以前に農振除外も出ておりまして、ここを都城市の〇〇〇〇が買われるとのことです。現場においては始末書があり、コンクリート等が舗装されており、太陽光パネルもありました。そういうことで始末書等がありますが、現場には先ほどありましたように、生コン資材、碎石とか砂そういうものを、大型機械等を置くという事でありまして、南側に田んぼがあるので、この資材が田んぼに落ちるのではないかとということで、3人で協議したところであります。受入がそれについては対応するという事で、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号26番、受付年月日：令和7年7月10日、受入：〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字諏訪原 3344 番 1 他 1 筆、地目：畑、田、面積：637 m²です。売買による所有権移転で、転用目的につきましては、申請地と隣接地の住宅を一体的に利用し、トラックの駐車場を目的としております。また、資金計画に置きましては、自己資金となっております。こちらの農地区分につきましては、3344-1 が第一種農地、3345-8 は第二種農地となります。3344-1 は第一種農地となっておりますが、隣接都市と一体的に事業を行い、また事業の総面積1,650 m²に占める第一種農地の面積の割合が3分の1を越えないため、農地施行令第4条第1項第2号の例外規定により許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 26 番につきましても私の方より説明いたします。受付番号 26 番は 7 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在日向市に会社があるということですが、国内産鶏の処理をするための輸送の拠点を都城や日南に近い場所という事で、本転用地を輸送トラック置場にするとということであります。また、事業者は三股町に住所を有する地元人材を年 1～2 名採用予定であり、地域経済への貢献も見込まれております。現場におきましては、定期的な草刈りを実施しており、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 27 番、受付年月日：令和 7 年 7 月 10 日、受人：〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇 樺山字榎堀 4672 番 355、地目：
畑、面積：314 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は建売住宅 2 棟、資金
計画は自己資金となっております。こちらの農地は第一種低層住居専用区域にある
農地で農地法施工規則第 44 条第 3 号により第三種農地に区分され許可相当と判断
いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 27 番は 7 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。閑静な住宅街であるため今回建売住宅 2 棟を建設するものです。汚水・生活雑排水については公共下水道へ、雨水は各号棟駐車場前面道路側溝に接続するため、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第３５号農地法第５条の規定による許可申請の承認について、受付番号２４番から受付番号２７番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第３５号農地法第５条の規定による許可申請の受付番号２４番から受付番号２７番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８議案第３６号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第３６号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が１４頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回２名の推薦が挙がっております。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第３６号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第３６号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第９議案第３７号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第３７号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計

4 件 4 筆 4,830 m²、うち田が 2 筆 2,908 m²、畑が 2 筆 1,922 m²でございます。利用権設定につきまして合計 4 4 件 73 筆 75,132 m²、うち田が 10 筆 10,851 m²、畑が 63 筆 64,281 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 1 6 頁 15 番から 18 番となっております。利用権設定各筆明細は総会資料 1 7 頁 270 番から 2 5 頁 313 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありますか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 3 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料 1 6 頁 15 番から 18 番と利用権設定に関する総会資料 1 7 頁 270 番から 2 5 頁 313 番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 3 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。7 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 7 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時